

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業務番号及び名称 年委第 8-1 号
亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託
- 2 履 行 場 所
・亀岡市年谷浄化センター
(亀岡市三宅町八田1番地)
・西つつじヶ丘污水中継ポンプ場
(亀岡市西つつじヶ丘霧島台地内)
・見晴污水中継ポンプ場
(亀岡市篠町見晴地内)
・公共下水道区域内マンホールポンプ
(80 箇所)
・農業集落排水施設等区域内処理施設
(7 箇所)
・農業集落排水施設等区域内マンホールポンプ
(167 箇所)
- 3 履 行 期 間
着手 令和 8 年 4 月 1 日
完了 令和 11 年 3 月 31 日
- 4 業 務 委 託 料
¥ , , . -
年割額 令和 8 年度 ¥ , , . -
(月額 ¥ , , . -)
年割額 令和 9 年度 ¥ , , . -
(月額 ¥ , , . -)
年割額 令和 10 年度 ¥ , , . -
(月額 ¥ , , . -)
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額
¥ , , . -
- 5 業 務 時 間 24 時間/日、通年を対象とする。市の休日も同様とする。
- 6 契 約 保 証 金 ¥ , , . -
ただし、亀岡市上下水道事業契約規程第 2 条第 1 項において
準用する亀岡市財務規則第 123 条第 3 号を適用し免除する。

(総則)

第1条 受注者は、別冊の要求水準書、図面及び別紙の仕様書等(特記仕様書、詳細仕様書及びこれらに付随する書類を含む。以下これらの設計書、図面及び仕様書等を「設計図書」という。)に基づき、頭書の業務委託料(以下「業務委託料」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)の間に頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を履行しなければならない。

2 全項の「設計図書」に明記されていない事項がある時は、発注者と受注者とが協議して定める。

(法律上の責任)

第2条 受注者は、業務に従事する従業員を指揮監督し、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他関係法令上のすべての責任を負うものとする。

(委託業務の遂行)

第3条 受注者は、この契約に基づいて、必要人員を配置して忠実に委託業務に専念させ、遺漏なきを期することとする。

(善管注意義務)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって、各施設の維持、管理、保守、運転等をなす責めを負うものとする。

(守秘義務)

第5条 受注者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。履行期間の満了後又は契約の解除後においても同様とする。

(規律維持等)

第6条 受注者は、配置従業員の身上、風紀、安全、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、発注者が不適当と認めた場合は、発注者は受注者に対して適切な措置を求めることができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た時はこの限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第8条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務の調査等)

第9条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の履行状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の遂行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(委託業務の完了報告)

第11条 受注者は、各月の委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務の各月度完了届及び発注者が求める書面を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務の完了届を受理したときは、その日から10日以内にその期間の業務実績について検査しなければならない。

(業務委託料の支払)

第12条 受注者は、前条の検査に合格したときは、発注者に対して書面をもって業務委託料の月額を支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

3 委託料は、変動費及び固定費から構成され、その算出方法は別記1に記載のとおりとする。

(業務委託料の変更)

第12条の2 発注者及び受注者は、履行期間内において次に掲げる事項が生じた場合、委託料の変更することができる。

(1) 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不適當となったと認めるとき又は予期することのできない特別な事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不適當となったと認められたとき。

(2) 流入下水の量が予め定められた値よりも著しく変動したことにより、ユーティリティ等の調達に係る委託料の額が著しく不適當となったと認めたとき。

(3) 関係法令が変更されたことにより、委託料の額が著しく不適當となったと認めたとき。

(4) 不可抗力により、委託料の額が著しく不適當となったと認めたとき。

2 前項に規定する委託料の変更に関しては、別記2に定めるところによる。

(業務委託料の減額)

第12条の3 発注者は、受注者が要求水準書に定める性能を達成していないとき(以下「要求水準未達」という。)は、別記3に定めるところにより委託料を減額する。ただし、受注者の責めに帰することができない理由により要求水準未達が生じた場合は、この限りではない。

2 前項に基づく委託料の減額を受けたことを以って、受注者はその損害を賠償すべき責めを免れる者ではない。

(契約の解除)

第13条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なくして契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、発注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

第13条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の排除措置命令がなされ、同条第7項又は第52条第5号の規定により確定したとき。

(2) 受注者に対し、独占禁止法第50条第1項の納付命令がなされ、同条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 受注者に対し、独占禁止法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決(独占禁止法第66条第3項の規定により原処分全部を取り消す旨の審決を除く。)がなされ、独占禁止法第77条に規定する期間内に、この審決の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(4) 受注者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 前各号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

- (6) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 も若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第14条 受注者は、第13条第1項及び前条の規定により契約を解除されたときは、業務委託料の10分の1を違約金として発注者の指定する期日までに発注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、第1項の規定により契約を解除したときは、当該月分の委託料は支払わないものとする。

(賠償金等の徴収)

第15条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、「亀岡市税外収入滞納金督促条例」(昭和 40 年亀岡市条例第 1 号)に基づき計算した額を延滞金として徴収する。

(損害賠償の予定)

第16条 受注者は、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条第1項から第5項までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公平な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げるものではない。また、同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(契約終了時の措置)

第17条 発注者は、この契約が期間満了により終了する場合、又は業務期間において解除される場合、受注者の立会いのもとで一般仕様書に定めるところにより業務の対象施設等の機能確認を行う。

- 2 発注者は、前項の機能確認の結果、業務の対象施設等が要求水準に示した機能及び性能を維持することができないと判断した場合は、施設機能の確認が終了した日から14日以内に受注者に対して必要な措置を受注者の負担において行うことを請求することができるものとする。
- 3 受注者は、契約の期間満了日又は契約の期間満了日前に契約が解除された場合はその解除日より14日以内に、履行場所の受注者の所有物を撤去しなければならない。ただし、発注者が存置を要望し受注者が同意したものを除く。
- 4 前項の期間内に受注者が所有物を撤去しない場合は、同期間の経過をもって受注者はその所有権を放棄し、発注者が当該所有物を処分することに受注者は同意する。ただし、処分に要する費用は受注者の負担とする。

(紛争の解決)

第18条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の決裁によりこれを解決するものとする。

(関係法令の順守)

第19条 受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、上記及び次の事項及び条項により契約を締結する。この契約を証するため本書2通を作成し発注者及び受注者が、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

京都府亀岡市安町釜ヶ前20番地

発注者

亀岡市長 桂 川 孝 裕 印

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

別記1(第12条関係)

発注者が受注者に支払う委託料は、変動費と固定費の合算額として算出する。

$$(\text{委託料}) = (\text{変動費}) + (\text{固定費})$$

(1) 変動費

変動費は、「特記仕様書」第1条第2項に規定する業務の対象施設のうち、亀岡市年谷浄化センターにおける業務の実施に要する経費として、「要求水準書」2(3)変動費原単位基準に記載した項目の調達経費とする。

(2) 固定費

業務の実施による変動費以外の経費とする。

別記2(第12条の2関係)

発注者及び受注者は、以下の場合において委託料の変更ができるものとする。

(1) 流入下水水量の変動による変更

発注者又は受注者は、各年度の実績流入下水水量が、「要求水準書」2(3)変動費原単位基準に示す年間の流入下水水量の予定数量に対して5パーセントを超えて増減した場合は、処理場の変動費に係る当該年度委託料の額の変更を請求することができる。

委託料の額の変更を行う場合は、以下に示す算出方法で算定し、合算した年間合計額に消費税を加えた額を、当該年度の3月分の委託料において変更する。

なお、各年度における実績流入下水水量の算出方法は、当該年度4月から2月までの各月実績流入下水水量に、発注者及び受注者との協議により定めた3月の推計流入下水水量を加えた量とする。

$$\begin{aligned} \text{増額} &= \{(\text{実績流入下水水量}) - (\text{予定流入下水水量}) \times 1.05\} \\ &\quad \times (\text{発注者指定の原単位}) \times (\text{契約時提出の内訳書単価}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{減額} &= \{(\text{予定流入下水水量}) \times 0.95 - (\text{実績流入下水水量})\} \\ &\quad \times (\text{発注者指定の原単位}) \times (\text{契約時提出の内訳書単価}) \end{aligned}$$

※1 大雨時の流入下水水量増加分は、実績流入下水水量に含めないものとする。

※2 算定額は1,000円未満切捨てとする。

(2) 社会経済状況の変化に伴う物価変動による場合

ア 賃金の変動

発注者又は受注者は、各年度の4月及び10月の賃金の平均が以下に定める基準賃金に対して5パーセントを越えて増減した場合は、超えた額に対して当該年度の委託料の額の変更を請求することができる。

委託料の額の変更を行う場合は、以下に示す方法で算出し、当該年度3月分の委託料において調整する。但し、業務期間初年度においては調整を行わない。

賃金とは、京都府公表の電気労務単価をいう。

基準賃金は、令和7年10月時の単価(25,500円)とする。

$$\begin{aligned} \text{増額} &= (\text{受注者が契約時に提出した内訳書の運転管理業務費}) \\ &\quad \times \{(\text{変動後賃金}) / (\text{基準賃金}) - 1.05\} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{減額} &= (\text{受注者が契約時に提出した内訳書の運転管理業務費}) \\ &\quad \times \{0.95 - (\text{変動後賃金}) / (\text{基準賃金})\} \end{aligned}$$

※ 算定額は1,000円未満切捨てとする。

別記3(第12条の3関係)

要求水準の未達が生じた場合は、以下に示す算出方法で算定し、合算した年間合計額(ア+イ)に消費税を加えた額を、当該年度の3月分の委託料において減額する。

ア 「要求水準書」に示す処理水及び脱水汚泥に係る契約基準Ⅰについて、各年度の水質試験及び汚泥試験の結果、年間5回以上契約基準に対する要求水準未達がある場合は、要求水準未達が生じた年度ごとに委託費(年谷浄化センター分の固定費)を5%減額する。

年間10回以上契約基準Ⅰに対する未達がある場合及び年間1回以上法定基準に対する未達がある場合は、要求水準未達が生じた年度ごとに委託費(年谷浄化センター分の固定費)を10%減額する。

イ 各年度の汚泥試験で得られた各年度の平均値が脱水汚泥に係る契約基準Ⅱを超過した場合は、要求水準未達が生じた年度ごとに委託費(年谷浄化センター分の固定費)を2%減額する。